

通知預金



1. 商品名	・ 通知預金
2. ご利用いただける方	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 期間の定めはありません（ただし、7日間の据置期間が必要です）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・ 現金または振り替えにより一括してお預け入れいただきます ・ 5万円以上1円単位
5. 払戻方法	・ 据置期間経過後のご解約日に元金をお利息とともに払い戻しいたします （ただし、ご解約日の2営業日前までに窓口へご通知ください）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の店頭表示利率を適用します ・ 据置期間経過後のご解約日にお支払いします ・ 1年を365日とする日割計算（付利単位1万円） ・ 個人のお客さま：源泉分離課税の場合はお利息に20.315% （国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります ただし、2012年12月31日までは20% （国税15%・地方税5%）の税金がかかります ・ 法人のお客さま：総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・ 金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください
7. 手数料	・ - - -
8. 付加できる特約事項	・ 少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取り扱いができます
9. 中途解約時の取り扱い	・ 据置期間中にご解約される場合は、ご解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いします
10. その他参考となる事項	・ 預金保険制度により下記の範囲内で保護されます 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772